

令和7年度第2回栃木県総合教育会議

議事録

日 時 令和7年10月15日（水曜日）
午後1時30分から午後3時まで

会 場 公館大会議室

出席者	教育長	中 村 千 浩
	教育委員（教育長職務代行者）	鈴 木 純美子
	教育委員	永 島 朋 子
	教育委員	尾 崎 宗 範
	教育委員	板 橋 信 行
	知 事	福 田 富 一

1. 開会

○司会 定刻となりましたので、これから令和7年度第2回栃木県総合教育会議を開会します。

当会議は、栃木県総合教育会議設置要綱第5条に基づき、公開で行うこととなっておりますので、御了承願います。

また、松金委員におかれましては、本日所用により欠席となっておりますので、ご報告申し上げます。

2. 挨拶

○司会 はじめに、福田知事から御挨拶をいたします。

○福田知事 皆様、こんにちは。

本日は、御多忙のところ、教育委員の皆様方には、今年度第2回目となります栃木県総合教育会議に御出席いただき御礼申し上げます。また、日頃から、本県の教育施策の推進に多大なる御尽力を賜っておりますことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、本日は、前回に引き続き「次期栃木県教育振興基本計画」についての協議をお願いしたいと思います。

本計画は、栃木県における「教育や学術、文化の振興に関する総合的な施策」を定める「次期栃木県教育大綱」と一体的な策定を予定しておりまして、前回の会議では、計画の骨子について各委員の皆様から、豊富な知識と経験に基づく貴重な御意見をいただいたところです。

今回は、それらを反映した本計画の素案を議題といたします。

県では現在、新たな県政の基本指針である次期プランを策定中ですが、本計画については、次期プランの内容とも整合が図られるものとしてまいりたいと考えております。

本日も、前回同様に、各委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりまして、開会に当たっての挨拶といたします。

3. 議題

次期栃木県教育振興基本計画素案について

○司会 それでは、これより議事に入ります。

ここからの議事の進行は、本会議の招集者であります福田知事にお願いいたします。

○福田知事 それでは、議題の次期栃木県教育振興基本計画素案について議事を進めます。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、まず、資料1につきまして御説明申し上げます。

7月8日に開催しました第1回総合教育会議では、次期栃木県教育振興基本計画の骨子について、御協議をいただきました。

基本目標ごとにいただいた御意見につきまして、「主な意見」の欄に整理するとともに、これらを「次期計画関連施策等」の欄に記載した基本施策に反映し、本日御協議いただく次期栃木県教育振興基本計画の素案を作成しております。

まず、基本目標Iにつきましては、「学校における危機管理体制の充実と、多様な体験機会

の確保をバランスよく進めることや、こどもたちが安心して発言し自由な価値観などが受け入れられる環境づくりが必要」などの御意見をいただきました。

こちらに関連する素案における施策は、基本施策1及び2の他、基本施策3や10となっております。

基本目標Ⅱについては、「特別支援学校における施設の充実や、豊かな心を育むための道徳教育の活用が必要」との御意見をいただきました。

こちらに関連する施策は、基本施策3及び5となっております。

基本目標Ⅲについては、「こどもたちが主体的に学び、社会課題の解決に取り組める機会の充実や、新たな価値を創造するために挑戦できる機会の充実、また、グローバルな課題に触れることができる機会の充実が必要」などの御意見をいただきました。

こちらに関連する施策は、基本施策5や6となっております。

基本目標Ⅳにつきましては、「地域の様々な人とのふれあいを通じた学びの機会の充実や、学校給食における食育の推進に加え、地域について考える契機となる主権者教育やSTEM教育の充実が必要」といった御意見をいただきました。

こちらに関連する施策は、基本施策5、6、7となっております。

基本目標Ⅴにつきましては、「学校の統廃合を契機とした魅力ある学校づくりのほか、地場産業の担い手から直接学ぶことができるコース等の工夫、教員の働き方改革の必要性」などについて御意見をいただきました。

こちらに関連する施策は、基本施策9及び10となっております。

最後に、全体を通じた御意見として、「教員自身の資質向上を図るため、インターンシップや内地留学といった機会及び内容の充実」といったものがございました。

こちらに関連する施策は、基本施策10となっております。

この後、素案の概要について説明がありますので、併せてご確認いただければと思います。資料1の説明は以上でございます。

○事務局 続きまして、とちぎ教育ビジョン(素案)の説明を申し上げます。資料2は、素案の概要についてでございます。資料3は素案の本体でございます。

まず、資料2を用いて説明いたします。1ページ目は、素案の「総論」でございます。

「1策定の趣旨」「2計画期間」につきましては、7月の総合教育会議で説明した内容との変更はございませんので御覧のとおりです。

「3計画の概要」(1)の「位置付け」にございますとおり、次期計画では、「栃木県教育振興基本計画」と「栃木県教育大綱」を一体化しますことから、計画の名称を「とちぎ教育ビジョン」とし、本ビジョンを「計画」と「大綱」の両方に位置付けることといたしました。

(2)の「基本理念」につきましては、変更ございませんが、下の丸印にございます、3つのことを重視して設定することといたしました。その3点については資料3により説明いたします。

資料3「素案」の2ページを御覧ください。

基本理念一つ目の「重視すること」は、黄色の囲みにございますとおり、「一人一人のこどもを主語にする教育の実現を目指し、教員に求められる役割をこどもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走に転換していくこと」でございます。

本県が計画を策定する際に参酌いたしました「国の第4期教育振興基本計画」などにおいて、

学校によっては「みんなで同じことを、同じように」を必要以上に求める面が見られ、学校生活においてもその影響を受けるこどもが増えているとの課題や「正解（知識）の暗記」の比重が大きくなり、「自ら課題を見つけ、それを解決する力」を育成するために必要な、他者と協働し、正解のない問いに対する最適解を自ら考え抜く学びが十分なされていないのではないかの課題が指摘されております。

また、VUCA（ブーカ）の時代においては、教員による対面指導やこども同士の学び合い、地域社会での多様な体験活動を通じて、一人一人の能力を最大限に引き出す教育の重要性が、これまで以上に高まっているとの指摘もされております。

表の意識調査結果にもありますとおり、学校で安心できると感じるこどもの割合が授業や行事といった学習の場面で低い結果でございました。

これらの課題等は本県においても全国と類似してございます。

こうした状況を踏まえ、こどもたちが安心して学び、多様な他者との関わりの中で自分の考え方や学び方を振り返り、思考や行動を修正しながら、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りすることができる力を育めるよう、教員の役割を、こどもたちの主体的な学びを効果的に支援し、伴走する存在へと転換していくことが重要と考えております。

2つ目の「重視すること」は、上の黄色の囲みにございますとおり、「こどもをとりまく状況が多様化、複雑化する中、誰もが幸せや生きがいを感じながら、豊かな可能性を开花できるようにしていくこと」でございます。

近年、いじめや不登校、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障害、外国につながるこどもなど、様々な困難などに直面するこどもたちへの支援の必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえまして、誰もが幸せや生きがいを感じながら、多様で豊かな可能性を开花させられるよう、自分の大切さとともに他人の大切さを認める心を育む教育の充実のほか、多様な個性や特性、背景を有するこどもたちを包摂する柔軟な教育の充実が求められております。このような教育の充実を通して、誰もが安心して笑顔で過ごし、自らの目標に向かって学び、よりよい未来を描けるようにしていくことが重要と考えております。

3つ目の「重視すること」は、下の黄色の囲みにございますとおり、「豊かな発想力や専門性を身に付け、他者と協働しながら社会の変化に積極果敢に挑戦し、未来を描けるようにしていくこと」でございます。

気候変動やA Iの進化など、予測困難な課題に対応するためには、創造力や課題解決力、協働する力などが不可欠です。

このような中、こどもたちが自ら考え、主体的に学び、学ぶ意味や実社会とのつながりを意識し、個別の知識の集積に止まらない豊かな発想力や専門性を身に付け、異なる価値観を持つ多様な人々と当事者意識を持って協働しながら、課題解決に向けて積極果敢に挑戦する力を育み、持続可能な社会の創り手としてよりよい未来を描けるようにしていくことが重要と考えております。

以上の考え方に基づき、今後5年間の本県の教育施策推進の基本理念を、「誰もが自分の可能性を开花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します」といたしました。

学校の安全管理の徹底をはじめ、体罰の根絶やいじめ・不登校の未然防止など、誰もが安心して過ごせる教育環境の実現を教育の大前提としつつ、この基本理念のもと、こどもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、誰もが多様で豊かな可能性を开花させ、幸せや生きがい

を感じながら豊かな人生を送るとともに、多様な人と協働しながらよりよい未来を描けるよう、とちぎの教育の充実を図って参りたいと考えております。

資料2「概要」にお戻りください。

次に、(3) の「施策体系」について説明いたします。

現行の「栃木県教育振興基本計画」では6つの「基本目標」、20の「基本施策」、49の「取組」を設定しておりました。次期計画では、複雑化・多様化する教育課題に対して、関連施策を総動員して対応して参りたいと考え、より包括的かつ横断的な視点で施策を展開できるよう関連性の高い施策を統合・再編成いたしまして、5つの基本目標、10の基本施策に32の取組を設定いたしました。

2ページを御覧ください。2ページ以降が各論でございます。

素案本体は分量が多いため、各論については資料2の素案「概要」により説明いたします。適宜、資料3「素案」も御覧いただければと思います。

まず、基本目標Ⅰでは、誰もが安心して過ごせる教育環境の実現を、全ての教育活動の前提として位置付け、学びの場における安全確保や、児童生徒指導の充実等により、誰もが安全に安心して学べる学校をつくります。

基本施策1では、「学校安全の徹底・充実」に向けて、「学校における安全管理体制の強化」や「教員の学校安全に関する資質・能力の向上」などに取り組み、学校を「みんなが安心して学べる」場所となるよう取組を進めていくことといたします。

3ページを御覧ください。

基本施策2では、「児童・生徒指導の充実」に向けて、「発達支持的生徒指導の充実」や「教育相談・支援体制の充実」などに取り組み、一人一人が大切にされ、誰もが安心して学べる学校づくりを進めることといたしました。

4ページを御覧ください。

基本目標Ⅱでは、誰一人取り残さず一人ひとりの可能性を最大限に伸ばせるよう、多様なニーズに対応した教育の充実を図るとともに、人権が尊重された社会の実現を目指した教育の充実を図ることにより、ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育みます。

基本施策3では、「多様な教育ニーズに対応した教育の充実」に向けて、「特別支援教育の充実」や「不登校に関する総合的な取組の推進」、「外国人児童生徒への指導・支援の充実」、「学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保」に取り組み、誰もが本来持っている力を最大限発揮することができるよう、こどもの安心感を高める指導・支援の充実を図ることといたしました。

5ページを御覧ください。

基本施策4では、「人権尊重の精神を育む教育の充実」に向けて、「共生社会の実現に向けた教育の推進」や、「人権に関する学習や啓発の充実」などに取り組み、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、多様性や包摂性が確保された共生社会の実現を図ることといたしました。

6ページを御覧ください。

基本目標Ⅲでは、持続可能な社会の創り手として新たな価値を創造する力を育む機会の充実を図ります。

基本施策5として、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指し、「学びや生活

の基盤を育む幼児教育の充実」や「確かな学びを育む教育の充実」、「豊かな心を育む教育の充実」、「健やかな体を育む教育の充実」などに取り組み、こどもたちが自ら課題を発見し、多様な他者と協働しながら課題を解決する教育活動の充実を図ることといたしました。

7 ページを御覧ください。

基本施策6では、「持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成」に向けて、「キャリア教育・職業教育の充実」や「質の高い探究的学びの充実」などに取り組み、児童生徒が、多様な人々と対話をしながら問題を発見・解決できる、「持続可能な社会の創り手」として学び続ける人材を育成することといたしました。

8 ページを御覧ください。

基本目標IVでは、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて、地域全体でこどもたちを育む学校づくりなどにより、ふるさとの未来を担う力を育みます。

基本施策7では、「学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実」に向けて、「ふれあい学習の推進」によりこどもの自ら考えて行動する力や豊かな人間性を育むとともに、「部活動の地域展開」により、継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図ります。

9 ページを御覧ください。

基本施策8では、「ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成」に向けて、「生涯にわたり学び続ける機会の充実」や「ふるさとを学ぶ機会の充実」などに取り組み、郷土やとちぎの自然・歴史・伝統・文化などを学ぶ機会や、ライフステージに応じた多様な学びの機会の充実を図ります。

10 ページを御覧ください。

基本目標Vでは、児童生徒の情報活用能力の育成や業務効率化、魅力ある県立学校づくり、学校における働き方改革などを推進し、未来を見据えた質の高い教育環境をつくります。

基本施策9では、「教育DX」の推進に向けて、「デジタル人材の育成に向けた教育の充実」などに取り組み、教育の質の向上に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成や、教員の指導力向上、校務効率化を図ることといたしました。

11 ページを御覧ください。

基本施策10では、「魅力ある県立高校づくり」や「教員の資質・能力向上と学校の指導・運営体制充実の一体的推進」、「公立学校の施設整備」などに取り組み、県立高校の魅力化・特色化や施設整備を進めますとともに、働き方改革や研修機会の充実を図ることといたしました。

最後に、現行計画と比較した次期計画の特徴を説明いたします。

12 ページを御覧ください。12 ページが「総論」部分を整理したものでございます。

総論部分については、基本理念の一つ目、「一人一人の子どもを主語にする教育の実現」については、今回新たに「重視すること」として取り上げた内容となります。

13 ページを御覧ください。13 ページが「各論」部分を整理したものでございます。

「各論」部分については、まず、全ての教育活動の前提として、引き続き那須雪崩事故の教訓を踏まえ、「学校安全の徹底・充実」を基本目標Iに位置付けるとともに、新たに、「服務規律の確保」を基本施策1の「教員の資質能力の向上」に、そして「児童生徒指導」を現行基本施策8から、基本施策2に位置付け、こどもたちが安心して過ごせる学校づくりを加速するこ

といたしました。

次に、基本目標Ⅱにおいて、新たに不登校や夜間中学に関する項目を設け、特別支援教育、不登校、夜間中学などを一体的に推進し、誰一人取り残さない教育の実現を加速することといたしました。

次に、基本目標Ⅲについては、学力向上、キャリア教育、探究、グローバルなどに関する施策を統合し、探究を核とした学びの充実により、社会課題解決に積極果敢に挑戦し、新たな価値を創造する力の育成について、一体的な推進を加速することといたしました。

次に、基本目標Ⅳについては、部活動の地域展開に関する項目を新設し、人口減少が進み学校の規模が縮小する中であっても、スポーツや文化に触れる機会の確保を進めて参ります。

基本目標Ⅴについては、これまで「教育の情報化」と記載していたところですが、教育DXとして生成AIにも対応したものに内容を刷新いたしますとともに、国の法改正を踏まえた働き方改革の内容を記載し、質の高い教育環境づくりを加速して参ります。

最後に、指標については、これまで各基本施策の「取組状況」を中心に23の指標を設定していたところですが、次期計画では、「こどもの成長実感」など、事業の「成果」に係る指標を中心に17の指標を設定いたしました。指標の一覧は、資料3「素案」の29ページにございますので、後ほど御覧ください。

今後、各基本施策の「主な取組」や「推進指標」は、県の次期重点戦略など、他の計画との整合性を図る必要があることから、若干の修正を行うことがございます。御承知おきください。

最後に資料4のスケジュールでございます。本日の総合教育会議でのご意見を踏まえ検討をいたしまして、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施したいと考えております。1月に外部有識者を踏まえた検討会でパブリックコメントの意見を踏まえた検討を行いまして、年度内に次期教育大綱と次期教育振興基本計画を一体化した「とちぎ教育ビジョン」の決定の手続きを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福田知事 それでは、意見交換に移ります。

はじめに、各委員の皆様から、素案の基本目標Ⅰ～Ⅴのそれぞれにつきまして、意見や感想等を伺いたいと思います。

まず、基本目標Ⅰ「誰もが安全に安心して学べる学校をつくる」についてです。この項目では、例えば「学校安全の充実」や「家庭や地域などとの連携の促進」といった点などについて、ご発言をお願いします。また、その他の点についてでも結構です。

それでは、板橋委員をお願いします。会社経営における労働安全管理などの観点から、学校における安全管理体制の強化などについてご意見をいただければと思います。

○板橋委員 それでは発言させていただきます。

いま、会社経営にとっても、リスクマネジメントは非常に大きな課題で、最優先しなければならないものでありまして、学校運営とも似ているところがございます。加えて、会社の中でも安全に働ける環境づくりや働き方改革、各種ハラスメントにどのように対応していくかも課題です。また、情報セキュリティ対策の観点や災害に備えたBCPへの観点がございます。

学校では、生徒と先生どちらに対してもリスクマネジメントが必要となるのではないかと考えますが、安全マニュアルの充実と、定期的もしくは抜き打ちといったチェックをお願いし

たいと思います。

また、何か問題になる前にいつもと違う点を出し合うヒヤリハットの取組は、備えとして効果的です。

加えて、現在は想定外の災害が多いので、生徒も含めてしっかりとした備えをお願いしたいと思います。

2つ目としては、心の安全性の重視もお願いしたいと思います。学校にはカウンセラー制度もありますが、先生の悩みのケアもできるような制度も必要と考えます。

目標にもございますが、誰もが自由に発言できるような環境づくりも必要であり、授業の在り方も含めて運営の仕方をしっかり研修などで学べる仕組みを整えることも必要と考えます。

ただ、リスクを恐れすぎて冒険をしないことはいけないと思いますので、バランスをとって学校運営をお願いできればと思います。以上です。

○福田知事 ありがとうございます。鈴木委員お願いします。PTA役員として、保護者と学校の関係構築や情報共有による児童生徒支援に係る知見をお持ちということですので、それらの観点からお願いします。

○鈴木委員 はい、私から申し上げたいことは、「基本目標Ⅰ」「基本施策1の学校における安全管理体制の強化」についてです。

先般、教員が児童を盗撮し、画像を複数人の教員グループで共有するという、あってはならない事件が発覚し、本県においても重大事案が発生し、関係各所の皆さんは対応に追われたことと思います。一握りの教員の犯罪が教育界全体を揺るがす事態となってしまいました。教師としての誇りや倫理観、使命感、自制心を信じて仕事を任せることには限界があるのでしょうか。

子どもたちにとって学校が安全な場となり、保護者にとっても子どもを安心して通わせられるように、これからは発生直後に行われた盗撮機器のチェックを抜き打ちで年に何回か実施する必要があるのではないかと思います。

加えて、本当はやりたくないことですが、防犯カメラを廊下のトイレや更衣室に近い所などに設置するといったことも必要なのではないのでしょうか。

もう一点、安全教育の充実としては、地域と連携して子どもたちが防災を学ぶ機会があると思います。ぜひ保護者も巻き込んだ防災教育を実施すると良いと思います。例えば、災害時の持ち出し品のリストづくりや、避難時に役立つ草履の作り方、体育館で一晩過ごすといった避難体験などを実施している学校もあると聞いており、必要と感じています。子どもと一緒に取り組めば、外国人の親や日本の事情を分からない方に対しても楽しく体験ができ、有効だと思います。

私からは以上です。

○福田知事 ありがとうございます。板橋委員の「心の安全確保」について、具体的なイメージはどのようなものでしょうか。

○板橋委員 はい、最近は籠もってしまい、自分の発言ができなかったり、自己肯定感が低い子どもや、また話しを聞いてくれる相手がいなかったりすることも多いように聞いていますので、カウンセラー制度の整備や学校以外の居場所の確保が必要と考えます。

また、一生懸命やっている先生は悩んでいらっしやると思うので、悩みを受け止め、活かせる体制が必要なのではないでしょうか。

そして、生徒が教室で安心して発言できる授業ができると素晴らしいと思います。それにはスキルが必要と思いますので、先生が学べる機会も作っていただければと思います。

○福田知事 ありがとうございます。児童生徒が向上心をもって学校生活を送れる環境をつくることが大切と理解しました。

ところで、学校はヒヤリハット事例や危機管理マニュアルの整備の他、防犯カメラ設置体制についてはどうなっていますか。

栃木工業高校の水害被害の際は、一回目の教訓を活かして2回目の被害を抑えられました。一人一人の行動マニュアルや危機管理責任者は学校で決まっていますか。

○事務局 危機管理マニュアルは学校保健安全法上も策定することとなっているため、全校で作っています。

ヒヤリハットにつきましては、学校がヒヤリハット事例をまとめて教育委員会事務局に報告したものを、事務局が集約して学校にフィードバックし、危機管理マニュアルの見直しに活かすよう指導しています。学校はヒヤリハット事例と危機管理マニュアルを連動させながら、随時マニュアルを見直ししています。

防犯カメラにつきましては、県立学校では不審者侵入対応のため、カメラを全校に設置済です。校内の不祥事防止に向けたカメラ設置は今後検討していくところかと思えます。

地域の災害に応じた防災避難訓練について、実施するよう各学校に指導しております。

○福田知事 学校の置かれている環境により発生する災害は様々だと思いますので、優先順位に応じ、犠牲者を出さない対応をお願いしたいと思います。

東日本台風の際、都賀町の高齢者福祉施設の利用者が全員避難できたのは、日頃の訓練の成果と聞いています。災害時は教職員も連携した対応力が求められるため、県立も市町立も学校に応じた対応をしっかりと行っていただきたいと思えます。

○福田知事 基本目標Ⅰについて、永島委員、尾崎委員、お願いします。

○永島委員 私からは、前回の会議の際にも申し上げましたが、リスク管理は大切ですが、体験活動が減ってしまうと主体的な学びがなくなってしまうので、バランスをとりながら、学校運営を行ってほしいと思えます。

また、こどもたち自身にも危機管理が身につく指導をお願いしたいと思います。

○尾崎委員 東日本大震災の時に、生徒全員が裏山に逃げて助かったという事例があったかと思えます。日頃から訓練していれば、判断力も身につくのだと思えます。こどもたちが自主的に考え、行動できるようになるという教育を行ってほしいと思えます。

○福田知事 ありがとうございます。次に、基本目標Ⅱ「ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む」についてです。

この項目では、例えば「不登校に関すること」や「共生社会の実現」といった点などについて、ご発言をお願いします。また、その他の点についてでも結構です。

永島委員からお願いします。学校以外の多様な学びの場に関連し、こどもの居場所づくりの経験や運営に関する知見などからお願いできればと思います。

○永島委員 それでは、発言させていただきます。

目標に記載がある「ともに」の文字がとてもよいと思いました。私だけでなく、あなたも幸せにということが示されていて、自分の大切さだけでなく他人も大切にできる力を育てる教育を進めていけるとよいと思います。

私はNPOとして、家庭や学校以外のこどもの居場所を作るために活動していますが、以前は感じなかった家庭の変化、多様な課題を抱える子どもたちが多くなっていると感じます。

子ども食堂を利用する子どもの中には、自分自身や家庭に課題を抱えていたり、自分がこれからどう生きていくか道筋がつかない子どもや、日々生活するのに精一杯の子どももいたりします。まずは、ここにいて安心、安全であることを伝え、地域の大人が皆で見守っているという信頼関係をつくるようにしています。

そういった中で、学校や家庭でうまくいっていないことを、聞いてもらい、発散できる居場所があると、学校に通えたり、家庭に戻ることができたりすると思います。数十年前は学校や家庭以外に、例えば駄菓子屋など子どもたちが話せる場所がありましたが、今はなくなってしまっています。家にも学校にも居場所がない子どもが生きにくくなっていると思っています。

地域で引き受けられることは地域で引き受け、子どもたちが学校に行って集団の中で自分を発揮できるよう支えていけたらいいと考えます。以上です。

○福田知事 ありがとうございます。尾崎委員お願いします。国際化を踏まえた多文化共生への理解促進に関連して、自国文化である日本酒を、文化の異なる海外に輸出されていますが、それらの経験を踏まえご意見をお願いします。

○尾崎委員 はい。日本酒輸出には、風土、文化、宗教などを踏まえて対応しております。海外へ販売する中で、日本で常識であっても他国では常識ではないことがよくわかったという実感がございます。

そういった中で、自他ともに共生し、様々な民族や宗教の人との関わりを、全ての子どもが体験できればよいと思いますが、それは難しいことですので、せめて、リモートでの交流や海外経験のある方と交流できる機会が増えると良いきっかけとなると思います。

特に低学年の子どもには、身近にあるものがどこから来たのかといったことや、他国との違いを考える機会を設けるとよいと考えます。季節や気温の違い、食べ物や国同士の距離などを調べて行く課程で、他者との違いを学んでいけると思います。

高学年になれば、STEAM教育やディベート教育なども、他との違いを体感できる有効な取組と思っています。特に、ディベート教育は、賛成反対の立場を変えながら討論するため、相手のことを理解できるよい取組と考えます。

ディベートはテーマ設定次第で、低学年の子どもたちから取り組めることなのではないかと思っています。例えば水筒を持参し、授業中飲んで良いか悪いか、といった、身近な様々な問題を比べて意見交換することができます。いじめや不登校、国際紛争、児童労働などもテーマとなり得ます。他国では悲惨な立場にある子どもたちもたくさんいるということを知り、考えを深めることができると思います。

他を知り、自分と比べることで、相手を理解して大切にすることにもつながると思います。非常に時間がかかり、指導者のスキルも必要になるかと思いますが、子どもたちは正しい答えに到達すると思うため、価値があることではないかと考えます。

○福田知事 他者を思いやる教育が重要と捉えました。質問ですが、SNSを使った攻撃はやめましょうといった内容は、基本目標の中でどこに該当してきますか。

○事務局 今、ご協議をいただいている基本施策2、基本施策4「人権尊重の精神を育む教育の充実」に含まれます。自他を大切にし、共生社会の実現に向けた教育の中で、他者を理解し相手の気持ちに立って行動するという気持ちを育んでいきます。

○福田知事 デジタル教材を活用した授業は行うと思いますが、デジタルを使って他者を攻撃してはいけないということも盛り込んでいただければと思います。

○福田知事 次に、基本目標Ⅲ「新たな価値を創造する力を育む」についてです。

この項目では、例えばこれからの社会を生きていくために必要な「生きる力」を育むためにはどのようなことが大切かなどについて、ご発言をお願いします。

また、その他の点についてでも結構です。

それでは、尾崎委員お願いします。学校給食・食育に関連して、有機農法による生産者としての知見などからご意見いただければと思います。

○尾崎委員 発言させていただきます。

生きた教材という言葉がありますが、食は人を笑顔にするものであり、学校給食は、学校、家庭、地域を結びつけるひとつのプログラムになると考えています。また、食育については児童生徒の健康に関連することから保護者の関心も高いと思います。

今行われている給食無償化の議論では、コスト面のことが言われていますが、農林水産省においてみどりの食料システム戦略の推進という取組が令和4年から実施されておりまして、オーガニックビレッジという有機農業の取組が各地で行われています。県内でも、小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市の5市町が取り組んでいます。そういった取組の中で、農家の方から話を聞いたことで子どもたちが苦手だった野菜が食べられるようになったという話も聞きますし、身近な人からの話であることが、子どもたちの勤労観や農業の魅力への興味、地域への愛着にも繋がっていると感じています。

加えて、新規就農者の多くが付加価値の高い有機農業を目指しています。2年間の有機農業への転換期間中は売り上げが見込めなかったり、有機野菜の売り先確保が難しかったりして、二の足を踏んでいる方もたくさんいらっしゃいます。それを地域の学校で買い上げることで、売り先が増えれば安心して農業ができ、地域産業の活性化にも繋がると思います。

有機農業はSDGsの近道のひとつであると言われておりますし、食は、環境問題、福祉などにも思いを馳せられる教材だと考えます。

今の小、中学生は30年後に働き盛りですが、その時にどんな時代を残してあげられるかは今の大人次第です。環境に対する意識や、食材選びなど、考えさせるきっかけになるのが有機農業を取り入れた学校給食ではないかと思っています。

様々な課題がありますが、一步進んだ栃木モデルとして広められたら良いと思いますので、そういった点もご検討いただければと思います。

○福田知事 ありがとうございます。板橋委員お願いします。会社経営者、経済人としての観点から、質の高い探究的な学びや産学官連携に関する知見を含めて、ご意見いただければと思います。

○板橋委員 企業が生徒にどういった能力を望むかという点ですが、主体性や当事者意識、コミュニケーション力といったものがあるかと思っています。

また、世界に羽ばたく人のほか、地域に戻ってきて活性化と一緒に取り組んでくれる方も大

切だと思えます。

施策にもございます探究的な学習を行う中で、自ら問題を発見し、正解のない問題の解決策を考えることは、まさにこれからの社会で求められることと思えます。

現場の先生にうかがうと、時間が限られている中での取組が難しく、どうすすめていいかわからない、との声も聞かれます。各地で行われている探究学習を一層充実させてほしいと思えます。

もう一つ、キャリア教育については、地元企業の出前授業や生徒と先生のインターンシップなど、地域との連携を深めていただきたいと思います。

経済同友会は、出前授業に積極的に参加させていただいており、教育を研究する部会もあります。教育に関して経済界としても一緒に取り組んでいきたいと強く望んでおります。教育委員会も経済同友会との接点を検討いただくようお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○福田知事 ありがとうございます。他にご意見があればお願いします。

○永島委員 「学びや生活の基盤を育む幼児教育の充実」という項目がございますので、幼児期から小学校、中学校、切れ目のない教育を充実させ、こどもたちが新たな価値を育めると良いと考えます。

○福田知事 ありがとうございます。食育に関する体験学習の機会確保、経済界との連携も必要と考えます。そのためには学校長の学校経営方針が重要だと思いますので、小・中・高校の各自が工夫と凝らしながら、外に向かっての学びの場を確保することをお願いしたいと思います。

全国食育推進大会栃木大会が、来年6月に開催されることになっています。農政部が主催ですが教育委員会とも連携しているのでしょうか。

○中村教育長 はい、高校教育課、義務教育課、健康体育課などが連携し、できる限りの協力体制を整えていきたいと考えています。

○福田知事 教育の視点からも参画し、とちぎ発のものを全国大会で届けていただきたいと思います。

○福田知事 次に、基本目標Ⅳ「ふるさとの未来を担う力を育む」についてです。

この項目では、例えば「家庭教育や部活動など、地域社会との関わりを通じた学びの充実」といった点などについて、ご発言をお願いします。

永島委員お願いします。地域との連携やふるさと学習に関連し、運営するNPO法人における地域に根差した体験活動や多世代交流についての視点を踏まえて、ご意見をいただければと思えます。

○永島委員 こどもたちが羽ばたいた後、地域に帰ってきてくれるためにはどうしたらいいかと考えています。ふるさとがあるということは、帰ってくる場所があるということです。ふるさとをつくることで、こどもたちが経験を積んで帰ってくるための応援ができるとういと考え、地域で体験活動を提供しています。

田植えなどは、見るだけでなく実際にやってみると、泥や苗の感触などもわかり、稲作について、草刈りについて、また田んぼの動植物についてなど、地域を深く知ることができます。そのことを通して地域を守っていききたいという気持ちが生まれ、継続していききたいといった思いになっていくと思えます。思いが募れば地域に戻って来やすくなると思えます。

地域の人が応援していることがこどもたちに伝わるよう、高齢者も大人も、顔見知りの関係

づくりをし、子どもと一緒に学び合う地域づくりは、ふるさとに帰ってくる気持ちの醸成に有効と考えます。

もうひとつ、「ふれあい学習と生涯学習への支援」については、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育の推進も図っていただけるとよいと考えます。学校における家庭教育支援の取組の充実や家族を含めた関わりを充実していければと思いますので、市町の生涯学習課などとも連携するとよいと考えます。

- 福田知事 ありがとうございます。鈴木委員お願いします。PTA活動等を通じ、保護者・地域と学校連携に係る知見を踏まえ、ご意見をいただければと思います。
- 鈴木委員 壬生町の運動会では、子どもたちがかんぴょう音頭を踊り、花笠を作ることが伝統だったのですが、猛暑や練習時間の短縮などが背景だと思われそうですが、なくなってしまいました。これからは祭りでも慣れ親しんだ踊りが消えていくのかもしれないと思い、さびしく思っています。気候変動や時代にそぐわなくなったというところもあるのかもしれませんが、伝統や文化など、残していきたいものを何とか残せるよう、学校でも取り組んでいただけるとよいと思います。
- 福田知事 ありがとうございます。壬生のかんぴょう音頭の活動が地域づくりにも繋がっているので、横展開してはどうかということでしょうか。
- 鈴木委員 そうですね。今はなくなってきつつある文化である踊りや、踊りの準備としての花笠づくりなどが、ふるさとを愛するひとつのきっかけとなっているので、できる限り復活してほしいという思いがあります。

- 福田知事 ありがとうございます。最後に、基本目標V「未来を見据えた質の高い教育環境をつくる」についてです。

この項目では、例えば「学校の働き方改革」や「教員のなり手不足への対応」といった教員の魅力向上に関する点などについて、ご発言をお願いします。

尾崎委員お願いします。会社経営者の視点で、教員の働き方改革や教員の採用に対して、教育委員会や学校現場が、今後どのような取組を重点的に行っていったらよいか、といった視点でご意見をいただければと思います。

- 尾崎委員 はい。企業は人なりという言葉のとおり、組織は人がつくるものと思います。人材育成と誰もが言いますが、どこの組織も余分な人はいない中、学校現場でも何をなしていくかが重要です。教育現場は効率が全てではないため、どう人材育成を進めるかが重要となります。

学校教育を行うのは先生であり、子どもたちに良い教育環境を与えるためには、そこで働く先生にも良い教育を提供することが必要だと思います。

その中において、いま産業現場では、リスキリングに取り組んでおり、その取組によっては企業の業績の差につながってきています。また、新しい産業の方法にチャレンジすることが非常に求められています。学校においては、長期休みがございましたので、そういった時間を活用し、先生が自己啓発できるような環境をつくっていくことが必要かと思います。企業にとっては理念の浸透が重要となりますが、学校現場における先生も、なぜ教えるのかという理念を考えることは重要かと思います。

子どもたちに対して継続的な学びが求められているところですが、先生に対しても自己啓発ができる環境を整えるため、1 on 1の面談や、メンター制度などの仕組みづくりや、eラー

ニングといったものの活用も必要と考えます。優秀な先生がたくさんいるため、そのような先生の指導方法や学校運営の方法をいつでも見られるような、学び続けられるシステムが出来上がると良いのではと思います。

また、現在は臨時採用の先生がいないと人道的に厳しい状況であるため、臨時採用の先生向けのスキルアッププログラムが必要なのではないかと思います。

特に教員採用について、教員は多岐にわたる職務内容があるため、その整理が必要です。場合によって外部人材の活用、デジタル化による効率化に加えまして、給与体系を変えて優秀な人材を確保することや、ジョブ型雇用などの思い切った施策も必要と思います。ただ、その際は評価基準も決めておかななくては、目的を見失ってしまうかもしれません。全方位評価という方法が出てきており、同僚、保護者など周囲と、本人を含めた評価をすることで偏りがなくなるのではないかと思います。

安全な職場環境を作っていく中で、今カスタマーハラスメントの基準がつけられているが、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する規準の基準があってもよいのではないかと考えます。先生が安心して働ける環境づくりにつながることに加え、先生にとっても充実感や達成感を得られる職場の魅力向上にもつながると思います。

○福田知事 ありがとうございます。それでは、鈴木委員お願いします。地域や保護者の視点から、現在の学校現場や教員等がどのように映っているのか、といった視点からご意見をいただければと思います。

○鈴木委員 はい。基本施策 10 の、魅力ある県立高校づくりについてですが、先日の一都九県教育委員会議のテーマが、専門高校に関しての魅力ある県立高校づくりというものでした。

その中で、専門高校に見学に行くと素晴らしい施設があるのに、なぜ生徒が集まらないのだろう、という悩みが多く出ていました。それは、中学の進路指導の先生が、普通科を卒業しているため、専門高校の良さを知らないから生徒に勧められないのではないかという意見がありました。

先生の仕事を増やすようなことで申し訳ないのですが、中学の進路の先生が、専門高校の素晴らしさを生徒に語る事ができたらよいのではないかと思います。

介護系のなり手が少なく生徒からも人気がないのですが、社会からのニーズは高い仕事です。しかし人気がないために、高校でも教える機会が縮小している悪循環となっています。介護などの専門教科の魅力、中学生にどのように伝えていくかが課題だと思います。

○福田知事 ありがとうございます。それでは、教育長いかがでしょうか。

○中村教育長 貴重なご意見をありがとうございました。

社会の変化を教員が実感として受け止めることが大切と改めて感じました。

教員と子どもたちが学び続けられる環境をどのように作っていくかということですが、異なる世代、異なる環境にある人との対話や交流によって道が開けることもあるため、そのような機会をどんどん作っていくことが必要と感じました。

知識を習得することも大切ですが、それをどう活用していくかも課題かと思います。倫理観や道徳観、人の痛みを共感できる力、想像力や創造力を育むための具体的な施策をしっかりと考えていきたいと思っています。

○福田知事 子どもたちの成長に先生の影響の重要性がとても高いことを認識して取り組みを進め

てほしいと思います。

こどもたちは、生涯学び続ける力の基礎を小・中・高でしっかり身に付け、社会人となってからも地域の役に立っていくことができる教育環境を提供できるよう栃木県の教育ビジョンを考え、実践してほしいと思います。

○福田知事 皆様には、栃木県教育振興基本計画の素案についてご協議いただきました。今後5年間の、栃木県の教育、文化等の振興に関する施策目標や根本的な方針を定める次期教育大綱ともなる計画ですが、その内容について、基本的にはご了承いただけていると思います。

つきましては、予定しているスケジュールに沿って策定作業を進めていくことについて、ご意見ある方はいらっしゃいますか。

○委員（意見なし）

○福田知事 それでは、今後は内容等を精査した上で、最終的に決定したいと思います。

決定した計画につきましては、後日正式に公表いたしますので、別途事務局からご連絡いたします。

いろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。

4. 閉会

○司会 以上をもちまして、令和7年度第2回栃木県総合教育会議を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。